

監査結果

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の実績報告書には、(表)の秋田県観光連盟の自主事業 15 件と県の委託事業 18 件とを合わせて 33 件の実績が一緒に記載されている。そのため、実績報告書からは、委託事業の実施状況が不明確である。

よって、実績報告書において、自主事業と委託事業を区分して記載されたい。

秋田うりこみ隊イベント活用 PR 事業の随意契約理由には具体性が乏しく、この契約について、社団法人秋田観光連盟が唯一の契約先であることが説明されていない。

また、消費税非課税団体であることが理由のひとつになっているが、消費税が非課税であることをもって安価であるとの説明は、消費税が預り金であること、また、通常消費税課税事業者が排除されることから、適切な理由でない。

随意契約理由として、当該団体が唯一の契約先であることを、より具体的に記載されたい。

1 8 冬季インターネット広告掲出事業の効果について

事業名	冬季インターネット広告掲出事業
契約者名	社団法人秋田県観光連盟
契約額	1,881千円
随意契約理由	<p>本事業は、韓国において秋田県の冬季旅行商品のインターネット広告を掲出するものであり、その実施にあたっては韓国内において業務の適切な履行の確保や関係事業者との密接な連絡調整が必要とされるほか、広告作成に当たっては秋田県の事情に精通していなければならない。</p> <p>秋田県観光連盟は韓国事業者の業務実態を熟知しているソウル事務所を有しており、日本語を話せる韓国人スタッフを抱えている団体であり、秋田県の観光事情にも精通している。</p> <p>以上により、当該業務を適切に遂行できる団体は、秋田県観光連盟以外には見当たらないため。</p>

冬季インターネット広告掲出事業は、スキー旅行商品の拡販を図るため、韓国若年層の閲覧率の高いポータルサイト（DAUM）への広告掲示をするとともに、韓国内の有力なスキー同好会連合会に秋田スキー場へレポーターを派遣させ、そのホームページへバナー広告及び体験レポート掲載をさせる事業である。

レポート掲載のためのスキー同好会連合会会員 5 名によるモニターツアーを平成 18 年 1 月 14 日～16 日の日程で実施し、平成 18 年 1 月 21 日から 2 月 12 日（3 週間）まで、スキー同好会連合会のホームページに体験レポートを掲載した。

体験レポートの掲載が 3 週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していない。

インターネットの広告掲出において、アクセス数の把握は、もっとも簡単でわかりやすい事業効果の測定方法である。本来の目的である韓国からのスキーヤーの勧誘に役立ったかどうかの分析もできない。

監査結果

冬季インターネット広告掲出事業について、モニターツアー体験レポートの掲載が 3 週間のみと短く、その間の当該ホームページへのアクセス数を把握していない。

インターネットの広告掲出において、アクセス数の把握は、もっとも簡単でわかりやすい事業効果の測定方法である。本来の目的である韓国からのスキーヤーの勧誘に役立ったかどうかの分析もできない。

インターネット広告掲出事業について、ホームページへのアクセス数を把握し、事業の効果を測定し、分析に役立てられたい。

1 9 地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託の随意契約理由について

事業名	地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託
契約者名	社団法人日本不動産鑑定協会
契約額	29,700 千円
随意契約理由	<p>①国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定している</p> <p>②本業務は不動産の鑑定であり不動産鑑定士又は不動産鑑定士補としての資格を待っていなければ行うことはできない。同協会は各都道府県の鑑定士で構成される全国唯一の組織であり、本県の不動産鑑定士は全員が同協会の会員である。また、同協会と直接締結するほうが手続上効率的であると判断される。（秋田県不動産鑑定士協会は、法人格を有しないため契約は不適當である。）</p> <p>③不動産鑑定評価を行うためには、調査地点周辺地域の類似取引事例等についての情報の集積がなければ的確な評価ができない。</p>

地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託は、国土利用計画法施行令第 9 条に基づく基準地 407 地点の鑑定評価業務委託である。

社団法人日本不動産鑑定協会に随意契約の理由は、①国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定している、②本業務は不動産の鑑定であり不動産鑑定士又は不動産鑑定士補としての資格を待っていなければ行うことはできない。同協会は各都道府県の鑑定士で構成される全国唯一の組織であり、本県の不動産鑑定士は全員が同協会の会員である。また、同協会と直接締結するほうが手続上効率的であると判断される。（秋田県不動産鑑定士協会は、法人格を有しないため契約は不適當である。）、③不動産鑑定評価を行うためには、調査地点周辺地域の類似取引事例等についての情報の集積がなければ的確な評価ができない。である。

上記のとおり、随意契約理由に、国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定しているとあるが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。

仮に、他の理由から結果は同じだとしても、随意契約理由として適切な理由を記載されたい。

監査結果

地価調査に係る基準地の鑑定評価業務委託の随意契約理由に、国土交通省の全国統一指導により、本県では地価調査制度発足（昭和 50 年度）から同協会を委託先として決定しているとあるが、国土交通省の全国統一指導は無く、随意契約理由として、適切でない。

仮に、他の理由から結果は同じだとしても、随意契約理由として適切な理由を記載されたい。

20 宅地建物取引主任者証交付事務委託の経費算定について

事業名	宅地建物取引主任者証交付事務委託
契約者名	社団法人秋田県宅地建物取引業協会
契約額	765 千円 (単価 2,257 円)
随意契約理由	法定講習と取引主任者証の交付は密接な関係にあるので事務の簡素化、能率化を図るため、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき法定講習実施団体として指定している県内では唯一の団体であるため。

宅地建物取引主任者証交付事務委託は、主として、宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 2 項の規定の基づく講習を受講した者に係る宅地建物取引主任者証交付申請書の受付、審査及び宅地建物取引主任者証を作成して知事に提出する事務の委託である。

当該委託の単価の積算において、県の宅地建物取引主任者講習手数料の経費算定に使用している職員人件費と同じ単価 (3,804 円/時間) を基に、委託手数料を積算しているが、理由が明確でなく、適切でない。

現状では、県職員と同等の人件費単価により、委託単価が計算されている。

(表) 県の宅地建物取引主任者講習手数料所要事務経費

1 件当たり 経費	1 件当たり 所要時間数	手数料事務従事職員人件費単価の計算
3,804 円	65 分 (A)	人件費単価
		年間勤務時間数 年間給与総額
		副主幹 2,080 8,620 千円
		課長 2,080 8,620 千円
		主査 2,080 8,620 千円
		主査 2,080 8,620 千円
		技師 2,080 4,676 千円
		技師 2,080 4,676 千円
		計 (イ) 12,480 (ロ) 43,832 千円
		1 時間あたり平均給与単価 (ロ) ÷ (イ) × 1,000 = 3,512 円 (ハ)
1 件あたり所要給与費 (A) / 60 × (ハ) = 3,804 円		

監査結果

宅地建物取引主任者証交付事務委託の単価の積算において、県の手数料の経費算定に使用している職員人件費と同じ単価（3,804円／時間）を基に、委託手数料を積算しているが、理由が明確でなく、適切でない。

委託の単価の積算について、業務を鑑みて、合理的な根拠に基づいて、積算されたい。

2 1 県営住宅管理等業務委託における家賃収納について

事業名	県営住宅管理等業務委託
契約者名	財団法人秋田県建築住宅センター
契約額	200,183 千円
随意契約理由	秋田県営住宅条例第 51 条の規定により、財団法人秋田県建築住宅センターに委託する。
指定管理者	秋田地域振興局管内の県営住宅について、平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、公募の結果、財団法人秋田県建築住宅センターが指定された。

県営住宅管理等業務委託は、16 団地 1,884 戸の県営住宅の入居者募集、家賃等収納事務、家賃督促事務、財産管理、修繕等の業務の委託である。

家賃収納に関して、財団法人秋田県建築住宅センターに委託しているのは収納事務であり、滞納家賃の徴収は県の事務である。

県営住宅の未収家賃は、表のとおり平成 17 年度末において、130 名、51,139 千円ある。このうち、5 名は所在が不明のため、県が所在調査を継続中である。

財団法人秋田県建築住宅センターは、未収家賃の督促のため、督促状の送付 2,781 回、電話 1,884 回、訪問 506 回、面談 163 回等（平成 17 年 4 月～18 年 1 月累計）を行っている。

県営住宅の家賃の滞納金額は 50 百万円前後で推移しているが、当年度中に増加しないようにすることが肝要と考える。

そのために、最初の滞納が発生した時点で、滞納が続かないようにすることで、滞納額を増加させないことが必要と考える。

現状では、センターの家賃の未収に対する責任があいまいになるため、県は、現行の秋田県財務規則では困難とのことであるが、未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。

(表) 県営住宅の未収家賃の推移（平成 15 年度末～平成 17 年度末）

(単位：千円)

	平成 15 年度末	平成 16 年度末	平成 17 年度末
滞納者数	140 人	130 人	130 人
滞納金額	52,311	49,761	51,139

(表) 調定年度別未収家賃 (平成 17 年度末)

(単位：千円)

調定年度	滞納金額	
平成 3 年度	126	
平成 4 年度	246	
平成 5 年度	310	
平成 6 年度	552	
平成 7 年度	1,647	
平成 8 年度	3,168	
平成 9 年度	6,676	
平成 10 年度	7,497	
平成 11 年度	7,352	
平成 12 年度	4,467	
平成 13 年度	5,480	
平成 14 年度	1,814	
平成 15 年度	2,360	
平成 16 年度	3,123	
平成 17 年度	6,321	
計	51,139	

意見

県営住宅の未収家賃は、平成 17 年度末において、130 名、51,139 千円ある。このうち、5 名は所在が不明のため、県が所在調査を継続中である。

県営住宅の家賃の滞納金額は 50 百万円前後で推移しているが、当年度中に増加しないようにすることが肝要と考える。

現状では、センターの家賃の未収に対する責任があいまいになるため、県は、現行の秋田県財務規則では困難とのことであるが、未収家賃の債権回収も委託できるように検討されたい。

2.2 秋田空港駐車場料金徴収事務委託について

事業名	秋田空港駐車場料金徴収事務委託
契約者名	財団法人雄和環境保全公社
契約額	15,187千円
随意契約理由	秋田県財務規則第73条による

秋田空港駐車場料金徴収事務委託は、秋田空港駐車場の料金徴収事務を財団法人雄和環境保全公社に委託するものである。

この契約の積算を見ると、1日あたりの人件費として、料金徴収員、料金徴収補助員及び整理員が2名で15時間、収納整理員が1名で8時間となっており、1日8時間あたりで4.75人としている。

この人数について、実際の業務の多くは自動料金徴収機のない大型自動車駐車場での料金徴収や自動料金徴収機のある一般の自動車駐車場での両替の他、駐車場のトラブルへの対応も必要となる場合があり、一概に多いと結論付けることはできないが、工夫によっては人員の削減の余地があると考えられる。

この委託業務が財団法人雄和環境保全公社の当期純損失に与える影響は不明であるが、秋田市と雄和町の合併により組織の見直しが想定されていることを考慮すると、財団法人雄和環境保全公社が将来にわたってこの委託業務を安定的に受託しつづけることは困難となる可能性があるため、委託のあり方を含めて見直しを検討すべきと考える。

ここで、秋田空港ターミナルビル及び付帯施設の賃貸業とビル内売店及びレストランの直営事業を秋田空港ターミナルビル株式会社が行っており、これらの委託業務に料金収納事務を含んでいることから、秋田空港に隣接する駐車場の料金徴収事務を受託するのが効率的であると思われるが、契約形態や契約先の有無を含めて総合的に事業のあり方を検討すべきと考える。

意見

秋田市と雄和町の合併により組織の見直しが想定されていることを考慮すると、財団法人雄和環境保全公社が将来にわたって、秋田空港駐車場料金徴収事務委託業務を安定的に受託しつづけることは困難となる可能性があるため、委託のあり方を含めて見直しを検討されたい。

2.3 体育施設管理委託の実績報告書等について

事業名	体育施設管理委託
契約者名	財団法人秋田県総合公社
契約額	554,954千円
随意契約理由	秋田県立体育館条例、秋田県立スケート場条例、秋田県立田沢湖スキー場設置条例、秋田県立野球場条例、秋田県立運動広場条例、秋田県立総合プール条例、秋田県立総合射撃場条例、秋田県立田沢湖スポーツセンター条例による。
指定管理者	平成18年度より、すべての施設を財団法人秋田県総合公社が指定管理者。なお、県立体育館及び総合射撃場は、2者の応募があったが、その他は財団法人秋田県総合公社のみの応募である。

(1) 実績報告書の記載内容

体育施設管理委託は、県立体育館、県立スケート場、県立田沢湖スキー場、県立野球場、県立運動広場、県立総合プール、県立総合射撃場及び県立田沢湖スポーツセンターの施設管理委託である。

体育施設管理委託契約の実績報告書（平成18年5月2日提出）に、委託内容に含まれていない県立武道館の実績が記載されている。

なお、県立武道館は、指定管理者として、同じ財団に指定管理している。

しかし、体育施設管理委託と県立武道館の指定管理とは、契約は別であり、実績報告書は、契約の単位ごとに提出されるべきものである。

(表) 実績報告書のうち、委託内容に含まれない県立武道館の教室・講座

	内 容	回 数	参加者
1	実践応急処置教室	1回	21名
2	実践護身術講座	1回	11名
3	キッズ武道教室	前期 後期	521名 398名
4	スポーツチャンバラ教室	6回	20名 通算83名
5	武道館健康づくり教室	火・金計12回	通算256名

(2) 体育館等の建物等の維持管理に関する実施状況の把握

体育施設管理委託の内容に、体育館等の建物等の維持管理に関することとして、次の内容を委託している。

ア 建物等の適正な管理、点検、検査、測定及び記録